

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―五五―一四一

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後				改正前			
都道	所在地	官署	級別	都道	所在地	官署	級別
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署				別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			

二 (略)	備考1・2 (略)	(略)	県			鹿児島	(略)	府県
		(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	
		(略)	(略)		四級地	(略)	(略)	区分

二 (略)	備考1・2 (略)	(略)	県			鹿児島	(略)	府県
		(略)	(略)	(略)	奄美市笠利 町大字和野	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	字長浜金久 張所	大阪航空局 奄美空港出	(略)	(略)
		(略)	(略)			四級地	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。